

令和6年度 葉山港指定管理業務事業実施計画書



令和6年4月

葉山港指定管理者
湘南サニーサイドマリーナ株式会社

令和6年度事業計画

1. 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針

■ 指定管理業務を担うにあたっての基本姿勢

○法令遵守と地域協調とを運営の根本に据え、適正な業務遂行に努めて参ります。

○港湾の管理は、関係法令や規則などの根拠規定に照らし運営されることが一義と認識し、神奈川県との連絡を密に、公正な処理に当たって参ります。

○指定管理者が交代することについて様々なご意見があることを真摯に受け止め、是々非々での対応とはなりますが、適正な業務運営の実績を積み重ねることにより、ユーザーや地域の皆様の信頼を得られるよう努力して参ります。

■ 利用の事務を行わない日について

○葉山港管理事務所スタッフについて、メリハリのある働き方・休み方ができるよう就労環境を見直すこととし、港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年8月19日規則第126号）第11条第1項及び別表第3の規定のとおり、7・8月を除く各月の火曜日（火曜日が休日の場合は水曜日）及び12月29日から翌年1月3日までの間を、利用の事務を行わない日（以下「休業日」という。）といたします。

○休業日は、利用承認に係る事務や安全管理業務を取り扱いませんので、艇の出入港、構内への立入、施設利用等を制限させていただきます。また、同様に、休業日は、天候急変等に伴う安全措置などを十分に講じることができませんので、防波堤A・防波護岸遊歩道の利用も休止させていただき、出入口を閉鎖いたします。これまで無休でサービスを提供してきたところ、利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解を得つつ、運営して参ります。なお、休業日であっても、ヨットレース競技会等を開催する場合には、葉山港管理事務所として特別の体制をとってこれ開催に協力して参ります。

○また、葉山港では、葉山町消防本部や神奈川県警察本部の救助艇、警備艇などをお預かりしていることから、休業日や夜間であっても、これらの出動等に支障が生じることのないよう、これら機関との連絡体制を確立し、臨港道路・構内・係留施設等への緊急車両等の円滑なアクセスを確保して参ります。

<参考> 葉山港管理事務所の休業日における施設利用等の取扱いについて

1. 出入港等

(1) 利用承認を受けていない艇（出港の都度利用承認を申請しているいわゆるマイボートなどの艇、当日利用の外来艇など）

・ 出入港不可（利用承認事務を取り扱っていない。また、艇の確認ができないため事前手続による対応も不可。）

(2) 既に利用承認を受けている艇

ア JG・JCI船以外のもの（ディンギー、マイボートなどの出港禁止指導等の対象艇）

・ 出入港不可（出港禁止指導等の安全管理業務の提供ができないため。）

イ JG・JCI船

・ 管理事務所による安全管理業務の提供を受けられないことを理解した上で、休業日の前日までに所定の手続き（気象海象判断、出港届の提出、標旗の授受、陸置艇の事前係留・帰港後措置調整など）を行ったもの限り、出入港可

(3) 緊急入港

・ 故障、荒天避難等の事由により緊急に入港する必要がある場合は、入港可

・ この場合、事後（休業日明け）に所定の手続きを実施

- (4) 上下架装置の利用
 - ・利用不可（利用承認事務を取り扱っておらず、かつ、オペレーターが不在のため。）
- 2. 艇の搬出入
 - ・不可（艇の確認ができないため。同様の理由により事前手続きによる対応も不可。）
- 3. 管理事務所内施設の利用
 - (1) 会議室、多目的室、みんなのへや、シャワー室、船具ロッカー
 - ・利用不可（施設管理上支障があるため。）
 - (2) 研修室
 - ・専用利用承認を受けた者のみ、休業日の前日までに事前連絡した上で、利用可
- 4. ヤードへの入出構等
 - (1) ヤードへの入出構
 - ・休業日の前日までに、葉山港施設時間外立入届を提出した上で、立入可
 - (2) 艇内宿泊
 - ・休業日の前日までに、葉山港施設内宿泊届を提出した上で、立入・宿泊可
- 5. 防波堤A・防波護岸遊歩道の利用
 - ・利用不可（気象海象悪化時の出入口閉鎖等の安全措置を講じることができないため。）
- 6. 葉山港臨港道路附属駐車場の利用
 - ・利用可
- 7. その他
 - ・ヨットレース競技会等開催に伴い施設利用や出入港が必要となる場合は応談（開催規模に応じ職員による特別な体制をとって対応）

■ 指定管理業務を行うに当たっての考え方

- マリナーと漁業とは、レース実施と操業安全確保、レジャーダイビングと密漁、レジャーフィッシングと魚道閉塞・魚群散逸など、対立的な関係で語られることが多かったと思われませんが、近年は、セーリング競技後の海面清掃の実施、ボランティアダイバーによるウニ駆除・磯焼け対策への協力など、両者の関係も変化しつつあります。また東京2020オリンピック・セーリング競技の開催に際しては、日本セーリング連盟や神奈川県セーリング連盟の呼びかけに相模湾内各漁業協同組合が応じ、操業調整を行い、警戒船を抛出するなどの協力関係が構築されました。
- 他方で、東京都、神奈川県、静岡県で遊漁ルールが異なる中、プロの遊漁船事業者はルールを熟知・遵守しているのに対し、プレジャーボート利用者はこれに無頓着な状況も見受けられ、また、プレジャーボートによる漁具絡索事故等も後を絶たないのが現状であり、皆がwinwinの関係の下で活動する上で取りまねばならない課題があることも事実です。
- 弊社といたしましては、レジャーと漁業の相互理解と共存発展こそが望ましいとの信念のもとで、これまで培ってきた漁業関係者とのコミュニケーション力（いつでも何でも話ができる関係性）を活かし、レース関係者、プレジャーボート関係者、漁業関係者の三者調整の結節点として中心的な役割を果たすことにより、マリナーと漁業との共存関係の発展に寄与することとし、次の4つを運営のコンセプトとして据えて、取り組んで参ります。

【業務運営の4つのコンセプト】

- セーラーの育成：葉山港でセーラーが育つ環境を創出
- 釣り愛好家と漁業関係者の共存と発展：秩序ある水域利用を推進し共存発展の基盤を創出
- 相模湾全体の漁業関係者の協力の下での安全管理：漁業関係者と連携した新たな安全管理体制の構築
- 県民等の利用機会の増加：葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実

■セーラーの育成：「葉山港でセーラーが育つ環境」を創出

- レース企画段階から、神奈川県セーリング連盟、関東学生ヨット連盟等のレース主催団体と連携し、弊社がこれまで培ってきたコミュニケーション力を活かし、水域利用者との海面利用調整も含めたレース企画運営全般の調整を支援して

参ります。

- 東京2020オリンピック・セーリング競技の運営の中核を担った者を葉山港管理事務所スタッフに配し、これらの者が中心となって、水域利用調整、施設利用調整、運営本部アレンジ、利用承認・許認可申請の円滑実施等について、主体的に関わって参ります。水域利用調整については本社選任スタッフをこれの支援に当たらせる体制を整えて対応いたします。また、葉山港の施設利用などについても、レース運営の観点から適切なアドバイスを行い、例えば森戸海岸において大会運営を行うグループなどについて、ご要望に応じ葉山港に大会運営本部を設置できるよう必要なノウハウを提供して参ります。
- これらによって、葉山港発でヨットレースを企画運営できる体制を育み、葉山港からセーラーが育っていく環境を構築いたします。
- また、自主事業として、ヨットレース競技会等主催者の要望に応じ、会場設営、運営・支援艇の配備・運航などのサービスを提供し、ヨットレース競技会等の運営を支援して参ります。

■釣り愛好家と漁業関係者の共存と発展：秩序ある水域利用を推進し共存発展の基盤を創出

- 遊漁については、神奈川県漁業調整委員会指示や神奈川県遊漁・海面利用協議会申合せなどのルールが設定されています。これらルールは遊漁を行う者はすべからく守るべきルールではありますが、プロの漁業者や遊漁船事業者などは熟知・遵守しているものの、残念ながら、プレジャーボート利用者において、これに無頓着な状況が見受けられます。また、相模湾東部では漁業関係者が自主禁漁などのローカルルールを設定していますが、これは資源保護のための取組であることから、私どもといたしましては、プロの漁業関係者にとどまらず、相模湾で釣りを楽しむ者にも広く賛同を得て取り組むのが望ましいものであると考えています。
- これらルールの周知については、従来、神奈川県や各漁業協同組合からの依頼があればこれを掲示板に掲示するといった受け身の対応にとどまっていたと側聞しているところですが、私どもといたしましては、これらを葉山港管理事務所から葉山港利用者に配付・説明するプロアクティブな対応に切り替えることにより、釣り愛好家を含む水域利用者による秩序ある水域利用を推進し、釣り愛好家と漁業関係者の共存発展の基盤を創出して参ります。
- また、プレジャーボートによる漁具絡索事故等も後を絶たないのが現状であることから、漁具・危険箇所位置図を作成して、葉山港利用者に配付し、事故防止に資するとともに、希望者に対しては、個別に、GPSプロッタや電子海図システムなどの航海計器の正しい使い方、海図の読み方などの説明を行って、安全運航のためのレベルアップを図り、業とレジャーとが共存できる環境作りを進めて参ります。

■相模湾全体の漁業関係者の協力の下での安全管理：漁業関係者と連携した新たな安全管理体制の構築

ア 漁業関係者の協力の下での安全管理体制の構築

- 葉山港利用者の船が沖合で海難事故にあった場合には、葉山港管理事務所のレスキュー艇による対応に加え、事故現場付近にある漁船などと協力して救助活動が行えるよう体制を構築します。また沖合での天候急変などに際しては、周囲にいるプレジャーボートに漁船から帰港を声掛けしていただけるよう体制を構築します。

イ 国際VHFの活用

- 船間コミュニケーションの活性化が船舶交通の安全確保に重要な役割を果たしており、海事分野においては、同報性を有しあらゆる船舶との間での通信が可能な国際VHFの活用が不可欠であることを踏まえ、コミュニケーションツールとしての国際VHFの積極的な活用を図って参ります。具体的には、葉山港管理事務所の国際VHF基地局に加え、葉山港管理事務所に配備するレスキュー艇にも国際VHF局を搭載し、これらを（公財）関東小型船安全協会の国際VHF網の中で運用することにより、船陸・船舶間のコミュニケーションの強化を図って参ります。また、津波警報が発表された場合等の緊急時には、葉山港管理事務所の国際VHF基地局が主体的にCh77での非常通信・緊急通信を実施し、周辺航行小型船舶の安全確保に寄与して参ります。
- 国際VHFの活用を進めるため、葉山港を基点として活動する船舶のうち国際VHFを設置していない船舶の一ナー様には、その利便性をご説明するなどして、その設置を強く推奨して参ります。このため、国際VHFの普及のため、葉山港管

理事務所を会場とする海上特殊無線技士養成講習の開催を誘致して参ります。

■県民等の利用機会の増加：葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実

○プレジャーボートオーナーの方のみならず、広く海に興味をもつ方々に葉山港を訪れていただき葉山の海を楽しんでいただくためのコンテンツを充実して参ります。

ア レンタルボート事業

○葉山港において弊社自主事業としてレンタルボート事業を行います。

○レンタルボート事業はヤマハマリンクラブ・シースタイルによって提供されるサービスで、葉山港においては7隻体制で事業を進めて参ります。

○芦名及び浦賀で同様の事業を展開している弊社は6年連続で「レンタルボート利用実績全国1位、2位」を達成しています。このノウハウを葉山港の事業運営でも活かし、さらに、葉山港管理事務所サービススタッフを常駐させて船体・機関のメンテナンスにも万全を期し、初心者の方にも安心してプレジャーボートを楽しんでいただける環境を提供いたします。

イ その他コンテンツ

○葉山港を利用したことのない方、プレジャーボート初心者の方などにも葉山の海を楽しんでいただけるよう、湘南サニーサイドマリナー、サニーサイドマリナーウラガ、近隣漁業協同組合などと連携し、葉山港基点のイベントを開催し、葉山港を利用して相模湾に船出する方々の数を増やして参ります。

○具体的には、「船釣り教室」、「海の豊かさを知るための釣り大会」、「親子クルージング」、「初心者セーリング大会」、「漁業体験」などの企画を実行して参ります。

○これらイベントの実施に当たっては、単に釣りなどの場を提供するにとどまらず、海で守るべきルールなどへの理解を深めていただく機会とし、漁業関係者との良好な関係の維持にも配慮して「葉山の海は漁師が優しい」という印象を大事にしたマーケティングを行って参ります。

(2) 業務委託の考え方

■全般事項

○法定点検などの有資格者による対応が必要となるもの、機械メンテナンスなどの専門技術者による対応が必要となるもの、廃棄物処理など業務遂行に免許、許認可等が必要なもの、施設警備のように専門事業者委ねることが効果的なものは、専門の事業者による業務委託することといたします。

○具体的には、次の業務について委託を行うことといたします。

<参考> 委託業務一覧

業務区分名	業務名	委託する業務の内容
施設保守点検業務	駐車場自動料金システム保守点検	システムを構成する各設備の定期的な保守点検
	消防用設備・防火対象物点検	消防法に基づく定期点検
	電気設備（自家用電気工作物）点検	月次点検・年次点検
	受水槽管理点検	条例に基づく管理・点検
	エレベーター保守点検検査	機器装置の保守点検、建築基準法に基づく定期検査
	自動ドア保守点検	保守点検
	ボートキャリア保守点検	保守点検
	舟艇上下架装置点検	絶縁抵抗測定
	空調設備点検	冷媒漏洩点検（※実施水準にはないが弊社が独自に行うもの）

夜間休日等警備業務	夜間休業日施設巡視	夜間休業日における施設巡視
清掃業務	廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物、廃油の処理

- なお、令和6年度は、臨港道路附属駐車場及び船具庫に係る建築基準法第12条第2項に基づく点検を行う年に当たっており、当該点検業務についても、専門の事業者にて委託することとしています。
- 委託事業者の選定に当たっては、業務内容に応じ可能な限り、地元企業、県内企業を含む複数の事業者を指名しての見積合わせを行い、最も価格が低い事業者を選定いたします。また、指名に当たっては公共施設の維持管理を行うにふさわしい適格事業者を指名することといたします。

指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 <令和6年度の実施内容>

セーラーの育成：「葉山港でセーラーが育つ環境」を創出	<ul style="list-style-type: none"> ○レース企画運営全般の調整等への主体的な関与 ○会場設営、運営・支援艇配備・運航サービスの提供（自主事業）
釣り愛好家と漁業関係者の共存と発展：秩序ある水域利用を推進し共存発展の基盤を創出	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業・遊漁に係るルールの利用者周知 ○漁具・危険個所位置図の更新・配付
相模湾全体の漁業関係者の協力の下での安全管理：漁業関係者と連携した新たな安全管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業協同組合との協力体制の維持 ○葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の運用 ○国際VHF搭載状況の把握 ○海上特殊無線技士養成講習（年2回：11月、3月）
県民等の利用機会の増加：葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○レンタルボート事業（自主事業） ○船釣り教室（年1回開催：11月予定） ○親子クルージング（年2回開催：9月、3月予定） ○初心者セーリング教室（年1回開催：10月予定） ○漁業体験（年1回開催：6月）

2. 施設の維持管理

(1) 利用承認及びこれに付随する業務

■全般事項

- 神奈川県と協議して定めた「葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」に基づき、公正に処理をして参ります。要綱に沿わない要望が寄せられた際には、1. の基本姿勢に立ち返り、都度、神奈川県と協議しつつ、適法・適正・公正で筋の通った運用を図って参ります。
- 公序良俗に反する利用の排除、整理整頓・清潔の保持を徹底し、公共施設としての品位を保持して参ります。
- 葉山港を基点とするイベントの開催について相談があった場合には、地域住民や葉山港利用者への影響、安全性等について総合的に検討し、神奈川県と協議しつつ、適正な利用承認を行うよう努めて参ります。

■ヨットハーバー

- 昼休み時間帯も業務を休止することなく、ヤード運営や舟艇上下架に当たって参ります。
- 安全管理の観点から、ヤード・ヨットハーバー利用に際し遵守していただきたい事項などを整理して周知し、整理整頓・清潔の保持に努め、安全・快適かつ秩序ある利用がされるよう図って参ります。

- 保管艇の安全を確保するため、日々の巡視を堅実にを行い、係留艇の固定方法等について利用者の方々に助言して参ります。
- 物揚場を含めたヨットハーバー施設全体を俯瞰した利用調整を行うなど、柔軟かつきめ細かな棧橋等のアレンジを行って、一般利用承認艇はもとより、ハイシーズンのビジター艇の利用要望にも応えて参ります。
- ヨットレース競技等開催に際しては、東京2020オリンピック・セーリング競技の運営の中核を担ったスタッフなど、経験豊富なスタッフが、水域利用調整、施設利用調整、運営本部アレンジ、利用承認・許認可申請の円滑実施等について、主体的に関わって参ります。また、ビジターであるレース参加艇の受入れやバース調整などについても、レース企画段階から関与し、円滑な大会運営に資して参ります。

■舟艇上下架装置

- 舟艇の上下架依頼に対しては、迅速に対応し、スムーズな施設利用ができるよう努めて参ります。
- 舟艇上下架装置の運用に当たっては、同装置を用いた業務が労働安全衛生法における危険業務に指定されていることを踏まえ、法定の特別教育を受けた専門技術を有する者におのみ機器操作を行わせることとして、安全・適正に運用し、安全管理の徹底を図って参ります。機械には錠を施し、葉山港管理事務所の専任オペレーター、その他関係者以外の者が無断で機器操作を行えないよう措置し、安全管理を徹底して参ります。

■物揚場

- 物揚場への一時係留なども活用しヨットハーバー施設全体を俯瞰した効率的な利用を図って参ります。
- 緊急物資受入港としての役割を果たすため維持管理に努めて参ります。
- 第2物揚場に船舶が離着岸する場合には、人員を配置し、付近歩行者等の安全を確保するとともに、物資輸送船の着岸補助等に当たって参ります。

■臨港道路附属駐車場

- 駐車場施設について定期的に保守管理を行いトラブルの未然防止に努めて参ります。また、気持ちよく、かつ安全に利用できるよう、清潔の保持に努めて参ります。
- 釣銭切れなどのヒューマンエラーで利用者の皆様にご迷惑をおかけしないようきめ細かな状態確認に努めます。
- 緑化協力金にご協力いただける方の数100%を目指して啓発活動を行って参ります。
- 駐車場自動料金システム構成設備について、予防保全のための定期的なメンテナンスを行う等して、機器トラブルの防止を図って参ります。
- 葉山港管理事務所の担当職員自身が駐車場設置機器類のシステム構成等を理解できるよう努め、不具合発生時には、適切な対処法についてメーカーと話し合えるよう技量維持に努めます。
- 駐車場設置機器類に不具合が発生した場合には、スタッフが迅速に初期対応に当たり、故障復旧ができない場合には、メーカー等の到着までスタッフを配置して手動でゲート解放を行うなど、スムーズな出入庫の確保に努めます。
- 領収書トラブルについても手書き領収書を発行することにより、会計処理等を含め適正運用に努めます。
- 混雑時の県道での車両滞留を防ぐため、神奈川県横須賀土木事務所と協議して、適所に「満車・路上待機禁止」を表示し、カラーコーンを設置するなどの措置を講じて参ります。
- 混雑時には、駐車場に人員を配置し、駐車台数管理、車両誘導、料金徴収等の業務に当たらせ、スムーズな出入庫、滞留防止を図って参ります。

■港湾管理事務所（会議室、多目的室等）

- 職員による清掃や利用後の原状回復確認を徹底し、整理整頓・清潔を保持して、次に利用する皆様が快適にご利用いただける環境を保持して参ります。
- 葉山商工会等、近隣団体にパンフレットを配布して会議室等の利用促進を図って参ります。

- 葉山港を利用する学生団体等については、ヨットレース運営での会議室利用にとどまらず、安全講習やレスキュー指導等を行う場としての会議室利用を促し、必要に応じ、葉山港管理事務所の経験者を講師として派遣する等の支援を行って参ります。
- ヨットレース競技会等開催に伴う会議室利用については、レース企画段階から調整を図り、その利用時間も含め、柔軟に対応できるよう配慮いたします。
- 更衣室については、シャワー室ご利用の皆様のほか、ヨガ教室などのコミュニティー利用で港湾管理事務所を利用する方々にもご利用いただけるようご案内をして参ります。イベント等の開催に伴って荷物を置く場所に困る場合などには、臨機に対応し、利便性の確保に努めます。
- みんなの部屋は自由に利用ができ、眺望がよく、少人数の休憩場所として適していることから、ビジターの皆様にも利用をご案内するなどして、葉山港を訪れた皆様が快適にお過ごしいただけるような環境を提供して参ります。
- 船具ロッカーの利用承認に当たっては
 - ・一時保管ニーズをお持ちの方に未利用ロッカーを短期貸出
 - ・随時利用を受付
 - ・イベント等で利用が集中する場合には、イベント企画の段階から調整に着手し、イベント関係者の利用を一定区画に集中させる等の措置を講じて、その他の方々の利用との間で混雑混乱が生じないよう配慮などの柔軟な運用を図って利便性の向上に努めて参ります。

(2) 利用料金の徴収に関する業務等

■全般事項

- 利用料金の徴収、管理に当たっては、葉山港管理事務所会計担当者と本社経理責任者によるダブルチェックを行って、適正な取扱いを確保して参ります。
- 加えて、利用料の収納事務についても、神奈川県収入証紙の廃止、キャッシュレス決済の導入など制度が大幅に変更されたことを踏まえ、新制度への円滑な移行を図って参ります。

(3) 施設の維持管理業務

■全般事項

- 葉山港管理事務所に所属するスタッフが常に良好な環境の下で施設をご利用いただけるよう環境維持や保守点検に当たって参ります。また、必要な場合には本社スタッフがいつでも支援できるよう万全の体制を整えて施設の維持管理に当たって参ります。
- 施設の維持管理は、あらかじめ、月間・週間・その日のスケジュールを定めて計画的にもれなく行うこととし、管理監督者（所長、ハーバーマスター、副ハーバーマスター及び施設・清掃チームリーダー）がその進捗状況を、葉山港維持管理日報及びこれに付随するチェックリストにより確認いたします。また、管理監督者は、随時、施設内を巡視して、施設の常態確認を行って、課題の早期発見・対処に当たって参ります。

■清掃業務

- 気付いたところは自らがキレイにするという姿勢を葉山港管理事務所のスタッフ全員が持ち、自分のこととして事務所の整理整頓に努めて参ります。
- 施設・清掃チームを専従させ、清掃業務実施水準に基づき、整理整頓・清潔の保持を図って参ります。
- 清掃とメンテナンスを徹底して行うことにより、3Kトイレを「きれい、臭わない、明るい」ものに激変させ、トイレ利用者増につなげて参ります。

<参考> 清掃業務実施水準（概要）

施設等の名称	実施項目	数量	実施頻度
船舶保管地	塵芥物等除去、施設水洗い等	7,562㎡	毎日
防波堤	塵芥物等除去、施設水洗い等	2,925㎡	毎日
緑地・緑道	塵芥物等除去、施設水洗い等	3,057㎡	毎日
護岸・係留施設	塵芥物等除去、施設水洗い等	7,901㎡	毎日
臨港道路附属駐車場	塵芥物等除去、施設水洗い等	5,806㎡	毎日
臨港道路	塵芥物等除去、施設水洗い等	2,167㎡	毎日
みなとの広場トイレ	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	43㎡	毎日
導入部緑地トイレ	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	55㎡	毎日
船揚場（斜路）	漂流物、海藻海藻等の除去	842㎡	月2回
泊地	水面浮遊物の除去	35,441㎡	随時
緑地	草刈、除草、樹木剪定	1,851㎡	年2回
アプローチデッキ、オープンデッキ	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	246㎡	毎日
ロビー、エントランスホール	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	87㎡	毎日
事務室	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	86㎡	毎日
ブリッジデッキ、警備室	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	70㎡	毎日
廊下、階段	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	219㎡	毎日
1階トイレ	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	29㎡	毎日
2階トイレ	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	29㎡	毎日
3階トイレ	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	29㎡	毎日
更衣室・シャワー室	床面拭き、便器清掃、汚物処理、水洗い、水つまり防止等	111㎡	毎日
会議室A・B	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	102㎡	毎日
みんなのへや	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	100㎡	毎日
研修室A・B	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	100㎡	毎日
多目的室A・B	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収等	196㎡	毎日
船具庫	床面拭き、モップ清掃、ごみ回収	203㎡	毎日
窓ガラス・窓枠	水洗い、水拭き	245㎡	随時
空調設備	修繕等	—	随時

■巡視業務

○施設・清掃チームを専従させ、巡視業務実施水準に基づき、異状の早期発見・対処に当たって参ります。荒天が予想される場合等、施設や保管艇に被害が及ぶ可能性が高まる場合には、巡視頻度を増し、複数名で自身の安全を確保しつつ、複眼的視点で入念に異常探知を行って参ります。

○夜間、休業日の警備業務は適格事業者に委託しますが、管理監督者との常時連絡体制を確保し、異状発生時等には、葉山港管理事務所の参集要員が即応いたします。

○防波堤・防波護岸遊歩道の利用については、立入禁止区域への立入防止、釣りルールの遵守に主眼を置いて施設巡視を行い、秩序ある施設利用をしていただくよう丁寧をお願いして参ります。悪質な利用者については葉山警察署と連携して適切に対処いたします。

<参考>巡視業務実施水準（概要）

施設等の名称	実施項目	実施頻度
ヨット係留・陸置施設	艇の確認	毎日
全施設	施設の保全、不審者・立入禁止区域内立入者への指導	毎日
外灯	電源スイッチ・点灯・照度の確認、ボール腐食・汚れ等の点検	随時
会議室、多目的室、トイレ、廊下、階段、船具庫等	不審者への指導、飲食行為への指導	毎日
みんなのハヤ	独占排他的利用の排除	毎日
更衣室・シャワー室	忘れ物確認、不審者への指導、長期独占的な利用者への指導	毎日

■保守点検業務

○定期点検等については設備保守点検業務実施水準に基づき実施します。その維持管理に専門的知識等が必要な事項については、適格事業者による業務委託しますが、管理監督者が必ず完成検査等に立ち会って良態を確認するとともに、次期検査等までの間のメンテナンスにおいて留意すべき点についてアドバイスを受け、これを確実に実行することにより、施設・設備を適正に維持して参ります。

○日常的な保守点検業務には、施設・清掃チームを専従させ、異状の早期発見・対処に当たって参ります。

○なお、令和6年度は、臨港道路附属駐車場及び船具庫に係る建築基準法第12条第2項に基づく点検を行う年に当たっており、当該点検業務についても、専門の事業者へ委託しつつ、適切に対応して参ります。

<参考> 設備保守点検業務実施水準（概要）

業務名	業務の内容	頻度（実施予定時期）
駐車場自動料金システム保守点検	システムを構成する各設備の定期的な保守点検	年4回（6、9、12、3月）
消防用設備・防火対象物点検	消防法に基づく定期点検	消防用設備（7月、1月） 防火対象物（10月）
電気設備（自家用電気工作物）点検	月次点検・年次点検	隔月（5、7、9、11、1月） 年次点検（3月）
受水槽管理点検	条例に基づく管理・点検	年1回（12月）
エレベーター保守点検検査	機器装置の保守点検、建築基準法に基づく定期検査	月1回 法定点検／年1回（9月）
自動ドア保守点検	保守点検	年4回（4、7、10、1月）
ボートキャリア保守点検	保守点検	年1回（11月）
舟艇上下架装置点検	保守点検	年1回（12月）
空調設備点検	冷媒漏洩点検（※実施水準にはないが弊社が独自に行うもの）	（1月）

■修繕業務

○日々の巡視業務等により異常の早期発見・対処に当たって参ります。

○自力復旧・応急復旧可能な修繕箇所については、葉山港管理事務所の施設・清掃チームと本社ハーバー事業本部とが連携して自力（応急）復旧させ、早期に供用を再開できるよう努めて参ります。

施設の維持管理 <令和6年度の実施内容>

利用承認及びこれに付随する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○「葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」に基づく公正な処理等 ○ヤード・ヨットハーバー利用時の遵守事項等の周知 ○整理整頓・清潔の保持、安全・快適・秩序ある利用の確保 ○ヨットハーバー施設全体を俯瞰した柔軟・きめ細かな桟橋アレンジ ○機器操作に係る安全管理の徹底 ○緊急物資受入港としての機能維持 ○駐車場機器類の予防保全、機器トラブル防止等 ○臨港道路の混雑回避等 ○会議室、更衣室、船具ロッカー等利用に係る柔軟運用 ○葉山商工会等の近隣団体、ビジターに施設利用をご案内 ○3Kトイレの改善
利用料金の徴収に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> ○利用料金徴収業務の適正取扱い ○県証紙廃止に伴う新制度への円滑な移行
施設の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○葉山港管理事務所の全スタッフによる環境維持・保守点検への注力 ○「清掃業務実施水準」、「巡視業務実施水準」、「設備保守点検業務実施水準」に基づく保守点検品質の維持 ○駐車場及び船具庫に係るいわゆる建築基準法第12条点検の実施 ○計画的な維持管理と「葉山港維持管理日報」及びチェックリストによる品質確認 ○日々の巡視業務等を通じた異常の早期発見・対処 ○不具合発生時の自力復旧、応急復旧による早期供用再開の確保

3. 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) オリンピック開催県としてふさわしい開かれた港湾を目指した利用促進の取組

■セーリングの国際大会等への対応

○東京2020オリンピック・セーリング競技の運営の中核を担った者を葉山港管理事務所スタッフに配しており、これらの者が中心となって、水域利用調整、施設利用調整、運営本部アレンジ、利用承認・許認可申請の円滑実施等について、主体的に関わって参ります。

○レース海面の調整等に関しては、1 (1)の「セーラーの育成」で述べたように、レース主催団体と連携し、弊社がこれまで培ってきたコミュニケーション力を活かし、水域利用者との海面利用調整も含めたレース企画運営全般の調整を支援して参ります。

○フリーWi-Fiの利用環境を整え、円滑な大会等運営に資して参ります。

○地元の小中学校やセーリングチームとの交流行事をアレンジする等して海外選手に日本に来てよかったと感じていただけるようなおもてなしをいたします。

○大会関係者、サポート企業、クラブチームオーナーなど、国際大会開催に当たって来日される関係者の皆様に神奈川県の魅力を感じていただき快適に滞在し大会に臨んでいただけるよう、宿泊先、練習パートナー、サポートスタッフなど、先方のニーズに応える情報提供などを行って参ります。

○海外遠征の経験豊富な弊社クラブチームが持つ海外でのおもてなしノウハウの知識をもって神奈川で世界レベルのおもてなしを実現し神奈川の魅力発信に貢献して参ります。

○多言語サポートにも対応して参ります。

○大会運営に当たっては、レース運営室の設置、ゲストバスへの出艇申告ブースの設置等、スムーズな運営支援のためのお手伝いをさせていただきます。

○国際大会websiteと葉山港websiteの相互リンク貼り付けを行って大会のPRに努めます。

○来日する選手について、「東京2020大会に出場した〇〇選手が再び来日」などのわかりやすいPRを行って、神奈川の皆さんに来日選手に親しみを感じていただけるよう工夫を凝らして参ります。

■ヨットの利用促進

○大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導する等により、葉山港のヨット利用件数の増加を図って参ります。ヨット出艇届受理件数を状況把握のための指標とし、これを半年ごとに分析することにより、利用促進の施策立案に資して参ります。

■海洋ツーリズムの取組への協力

○自主事業として「横須賀（佐島）～葉山～江の島クルージング（仮称）」を実施する予定としていますが、神奈川県が、かながわ海洋ツーリズムを推進する観点から湘南港と葉山港との連携等について仲介する方針であると承知していることから、どのような形で事業をすすめるのが神奈川県への施策にかなうか、神奈川県のご指導等を踏まえて、事業計画を策定し、協力して参ります。

○クルージング事業を行うということは、旅客運送事業を行うこととなることから、設備、運航管理体制などを含め、お客様の安全確保に最大限の注力をする事となります。令和4年12月に知床遊覧船事故対策検討委員会が「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、事業者の安全管理体制の強化、船員の資質の向上、船舶の安全基準の強化などの実施を提言し、これらを受けて、令和5年3月には「海上運送法等の一部を改正する法律」が成立したところです。

○新たにクルージング事業に臨む弊社としては、これら規制・基準等をクリアした、安全・安心な旅客運送サービスを提供するべく準備を進めて参ります。

■施設の広報

○葉山港管理事務所のwebsiteでは「開かれた公共マリーナ」であること、「誰でも利用できるマリーナ」であることを告知するほか、葉山港を利用したことのない方や初心者向けのコンテンツも掲載し、葉山港を訪れると何が出来るか、楽しめるのか、具体的にアピールして参ります。

○会議室及び多目的室の利用促進を図るため、弊社SNS網での周知を図るほか、近隣自治体の広報誌を活用して地域住民の皆様への利用周知を図って参ります。

○葉山港を利用したイベントの開催等に際しては、Website、SNS、プレス発表などあらゆるメディアを通じた積極的な広報を行って参ります。

■（再掲）県民等の利用機会の増加：葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実

○プレジャーボートオーナーの方のみならず、広く海に興味をもつ方々に葉山港を訪れていただき葉山の海を楽しんでいただくためのコンテンツを充実して参ります。

ア レンタルボート事業

○葉山港において弊社自主事業としてレンタルボート事業を行います。

○レンタルボート事業はヤマハマリンクラブ・シースタイルによって提供されるサービスで、葉山港においては7隻体制で事業を進めて参ります。

○芦名及び浦賀で同様の事業を展開している弊社は6年連続で「レンタルボート利用実績全国1位、2位」を達成しています。このノウハウを葉山港の事業運営でも活かし、さらに、葉山港管理事務所にサービススタッフを常駐させて船体・機関のメンテナンスにも万全を期し、初心者の方にも安心してプレジャーボートを楽しんでいただける環境を提供し

ます。

イ その他コンテンツ

- 葉山港を利用したことのない方、プレジャーボート初心者の方などにも葉山の海を楽しんでいただけるよう、湘南サニーサイドマリナー、サニーサイドマリナーウラガ、近隣漁業協同組合などと連携し、葉山港基点のイベントを開催し、葉山港を利用して相模湾に船出する方々の数を増やして参ります。
- 具体的には、「船釣り教室」、「海の豊かさを知るための釣り大会」、「親子クルージング」、「初心者セーリング大会」、「漁業体験」などを予定しており、順次、企画を立ち上げて参ります。
- これらイベントの実施に当たっては、単に釣りなどの場を提供することとせず、海で守るべきルールなどへの理解を深めていただく機会とし、漁業関係者との良好な関係の維持にも配慮して「葉山の海は漁師が優しい」という印象を大事にしたマーケティングを行って参ります。

(2) 利用者への対応、利用料金

■サービス向上のためのニーズ・苦情把握への取組等

- エントランスに「ご意見箱」を設置し随時ご意見をお受けいたします。
- 簡易アンケート及び詳細アンケートによる調査に加え、レンタルボート事業（自主事業）に係るアンケート調査の結果やWebsiteに寄せられたご意見等もとりまとめ、幅広いご意見等を収集・分析して、神奈川県と共有して参ります。
 - ・簡易アンケート：施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者の皆様に記入していただきます。
 - ・詳細アンケート：葉山港におけるイベント等の実施時に来場者や葉山港利用者を対象としてアンケート用紙を配付しアンケートに協力していただきます。春から秋にかけ大きなヨットレース競技会等が行われることが見込まれることから、これらの機会をとらえてアンケートを実施いたします。また、葉山港の一般係留・陸置利用承認者を対象とした詳細アンケートを行う予定としています。

■神奈川県手話言語条例への対応

- ろう者へのサービス提供、ろう者の雇用に際しては、手話の使用に関して配慮した取り組みを進めて参ります。
- 葉山港管理事務所スタッフの啓発のため、聴覚障害福祉の専門家をお招きして研修を行うとともに、施設の現状等について意見をたまわって、環境改善を図って参ります。

■利用料金の設定、減免の考え方

- 利用料金の額、減免の基準については、条例の規定等に則って適正に設定、運営をして参ります。
- 利用料金の減免については、地域の方々や施設利用者のニーズなどを踏まえ、利用促進や公益への寄与度などを判断しつつその減免の要否について適時適切に判断し、神奈川県に上申して参ります。

利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 <令和6年度の実施内容>

オリンピック開催県としてふさわしい開かれた港湾を目指した利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none">○国際大会等の円滑実施に係る主体的な関与○大学ヨット部の活動拠点を葉山港に誘導○海洋ツーリズムの取組に協力するに当たっての安全安心な旅客運送サービスの提供のあり方検討○website、SNS、自治体広報誌、プレス発表等のあらゆるメディアを活用した葉山港PR○（再掲）葉山港を利用したことのない方や初心者向けコンテンツの充実
-------------------------------------	---

利用者サービス向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ご意見箱の設置 ○簡易アンケート（随時）、詳細アンケート（イベント時等）の実施、一般利用承認者アンケートの実施（12月目途） ○sea-styleアンケート結果の分析共有（毎月） ○聴覚障害福祉の専門家を招聘した講習・施設環境改善助言（2月） ○地域のニーズを踏まえた利用料金減免要望への対応
-----------------	---



4. 事故防止等安全管理

(1) ヨット等安全管理業務

■安全管理業務についての実施方針等

- 「出艇届」、「帰港報告」、「午後5時までに入港」の基本ルールを周知徹底させていただき、出港船・帰港船の突合を確実に行って、入港遅延船の早期把握と早期対処に資して参ります。
- ハーバースタッフ、副ハーバースタッフ及びフロントチームリーダーが、気象庁が発表する気象情報、風向風速計やライブカメラによる実況データ等を把握し、適時適切に掲示板に掲示して、利用者の皆様に周知いたします。これら情報はwebsite経由でも提供いたします。
- 利用者の皆様が、円滑に気象・海象情報を入手できるよう、フリーWi-Fiの利用環境を整えるとともに、ライブカメラを設置して海象状況に係る情報を提供して参ります。
- 気象・海象状況が、出艇禁止指導、出艇注意指導基準に達した場合には、その旨を掲示板、Websiteに掲載するとともに、葉山港管理事務所屋上の旗竿に吹流し等を掲揚して、利用者の皆様に周知いたします。

<参考> 出艇禁止指導等の基準と標識

吹流し 赤色		出艇禁止・出港している艇は帰港 平均風速が10m/s超となった場合その他海上荒天が予想されるとハーバースタッフが判断した場合に掲揚
吹流し 黄色		出艇注意・不安を感じる時は出艇を見合わせ 強風注意報（12m/s）、波浪注意報（2.5m）、雷注意報又は霧注意報（500m）が発表された場合その他海上模様が悪いとハーバースタッフが判断した場合に掲揚
津波警戒避難標識		津波・避難行動開始・各艇は命を守る行動を
津波フラッグ		津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合に掲揚

- 船長の出港判断に際しては、出港後の天候変化等に係る情報提供を行うなどして、常に細心の注意を払って出港判断がされるよう支援して参ります。また、出港に当たっては葉山港管理事務所と連絡がとれる体制を確保するよう指導して参ります。
- 葉山港管理事務所スタッフが、常にカメラや観測機器により気象海象状況を把握し、天候変化等の際に、速やかに適切な指導が行えるようにしておくとともに、事務所開所時間帯においては、レスキュー艇を出港準備態勢に置いて、緊急事態に即応して参ります。
- ヨットレース競技会等に際しては、天候状況、出艇者の技量、ヨット転覆防止措置の実施等の追加安全策の実施状況等を踏まえ、ハーバースタッフがレースの延期・中止などを主催者に求めるなど、安全管理の観点から、レース運営に積

極的に関与して参ります。

- 施設利用時間外のヤード、係留施設・陸置施設への立入は、あらかじめ葉山港施設時間外立入届の提出があった場合に認めることとし、また、艇内での宿泊は、あらかじめ葉山港施設内宿泊届の提出があった場合に認めることとして、適正に施設管理を行って参ります。
- 葉山港に、レスキュー艇（安全パトロール艇仕様）1隻、和船1隻を常駐させ、海面監視等の海上パトロール、出港艇に対する安全指導、入港遅延船の捜索などの活動に投入いたします。海難発生時には、葉山港管理事務所に指揮所・連絡調整所を設置して海上保安庁、警察、消防、神奈川県等の関係機関や救助活動に協力いただく漁業関係者との連絡調整に当たって参ります。必要に応じ、弊社保有の赤外線センサー搭載ドローン等の資機材を捜索に投入いたします。
- 利用者の皆様に施設利用上の助言、出入港支援、作業支援等、港を安全に利用する上で必要となるサポートを提供し、利用しやすい港を実現して参ります。

■事故防止等への取組

- 葉山港管理事務所スタッフが、プロの目で、利用者の皆様ご自身の安全管理にも口出しさせていただきます。公共施設の管理を委ねられた者の責務として、利用者の皆様の啓発と施設管理の両面から安全管理の徹底を図って参ります。整理整頓は安全管理の基本であることから、利用者の皆様にも整理整頓の励行を習慣づけて参ります。
- （再掲）日々の巡視業務等により異常の早期発見・対処に当たって参ります。
- （再掲）舟艇上下架装置の運用に当たっては、同装置を用いた業務が労働安全衛生法における危険業務に指定されていることを踏まえ、法定の特別教育を受けた専門技術を有する者によりのみ機器操作を行わせることとして、安全・適正に運用し、安全管理の徹底を図って参ります。機械には錠を施し、葉山港管理事務所の専任オペレーター、その他関係者以外の者が無断で機器操作を行えないよう措置し、安全管理を徹底して参ります。

■事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合の対応方針等

- 緊急事態の内容に応じ、関係機関との連絡を密にして、適切に対応して参ります。
- （再掲）緊急時には、葉山港管理事務所の国際VHF基地局が主体的にCh77での非常通信・緊急通信を実施し、周辺航行小型船舶の安全確保に寄与して参ります。
- あらかじめ構築した連絡網を通じ、神奈川県横須賀土木事務所と情報共有しつつ、善後策を講じて参ります。
- 葉山港管理事務所スタッフは、葉山消防署のご指導の下、定期的に、救急救命に係る講習や訓練に参加し、急病人等発生時の初期対応に係る技量保持に努めて参ります。また、急病人等発生時には、葉山消防署等の関係機関と連携して、人命第一で行動します。

(2) 災害・荒天時の対応業務

■全般事項

- 「葉山港指定管理者災害対応マニュアル」に基づき、情報伝達、避難誘導、施設利用制限等の災害対応に適切に対応して参ります。

<参考> 葉山港指定管理者災害対応マニュアル（抄）

第一章 総則

1. 災害対応に向けた心の構え

(1) 平時の心構え

- 日頃から、利用者に対し、防災情報の伝達方法、避難経路及び避難方法を周知（リーフレットの配布、掲示板への掲示）
- 災害対応で使用する備品は、すぐ使えるところに保管
- 職員は、葉山町の最新の防災情報を入力するための「葉山町防災情報メール」に登録
- 年一回の避難訓練
 - 利用者、関係機関と連携した訓練を実施
 - 避難訓練に要する時間を把握し、職員の出発行動に反映

(2) 災害発生時の心構え

- まず自らの命を守り、自らの安全を確保しつつ利用者の安全を図る
- 津波到達時刻等のイベントタイムラインを参照して行動

2. 災害発生時の対応基準

○以上の基準に基いた行動をとる

状況	対応基準	備考
津波	津波が到達する前に避難場所へ避難し、津波が到達した後は避難場所から避難し、津波が退去するまで避難場所から避難しない	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない
津波	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない
津波	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない
津波	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない
津波	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない	津波が到達した後は、津波が退去するまで避難場所から避難しない

- 事務所への参集等は安全を確保しつつ行う
- 連絡待機の場合は、横並び土木事務所との間で連絡を密にし、安全な場合は待機
- 参集要員以外の職員は安全を確保しつつ待機し、警笛を待つ
- 避難物資等により誘致が困難な場合は、各所の待機で自律的に行動

第二章 津波

1. 葉山町の津波高と津波到達時刻(予測)

最大津波高 10.2m 到達時刻約 7分

津波到達高	津波到達	大津波警報
0.2m~1m	1m~3m	3m以上

3. 津波注意報、津波警報、大津波警報が発令されたら

(1) 情報伝達

- 横断線に「ハットマーク」で待機
 - (表向き) 津波注意報(津波警報、大津波警報)発令 直ちに各自に避難してください
 - 船上待機中に「津波警報(避難経路)」及び「津波フラッグ」を掲揚
 - 道路VHF、CH77で 利用艇に対し、注意報、警報の発令を伝達(非常通信)
- (表向き) 音筒、音筒、色筒、色筒、音筒
 - こちらに「しょうあんきょう」表示あり
 - 避難時、注意報に注意報(津波警報、大津波警報)が発令された場合は、音筒は避難をはじめてください。今後の情報に注意してください

(2) 避難行動

- 避難のときに「各自避難、お呼びかけながら避難を開始」
 - 遅くとも到達予想時刻10分前には避難を開始
 - 関係の者を避難経路に誘導しながら「さうじょう」
- ▲防災室-防災室平歩歩道利用者、車での避難が必要な方などの避難のため、車庫前、駐車場の出口は「閉鎖」

避難先は 横断線の向こう側 中央大学葉山寮の舞台の元へ!!



- (再掲) 緊急時には、葉山港管理事務所の国際VHF基地局が主体的にCh 77での非常通信・緊急通信を実施し、周辺航行小型船舶の安全確保に寄与して参ります。
- 非常参集要領や緊急時連絡網などを整備して緊急事態に備えていますが、大規模災害等が発生した場合には、通信連絡の途絶・混乱が予想されるため、神奈川県等からの指示を待つことなく、自律的に判断して行動できるよう備えて参ります。
- 葉山港施設の被害状況を勘案し、対応可能な場合には、神奈川県、葉山町等関係機関と連携し、葉山港施設を周辺住民等の待機場所や物資集積場所等として積極的に提供して参ります。
- 津波が発生した場合の避難場所・避難経路等については、葉山港管理事務所の掲示板、websiteに掲示し周知に努めます。年一回、利用者を含め、避難場所・避難計画を確認するための避難訓練を実施します。
- 利用者の皆様や関係機関と連携した防災訓練(実働訓練)を行うほか、関係機関が実施する訓練には積極的に参加して参ります。
- 気象情報の発表状況、気象海象状況に留意し、適時適切に、出艇禁止指導、施設利用制限等の措置を講じて参ります。
- 海上荒天等により葉山港に緊急避泊しようとする船舶には、適切な援助を提供いたします。
- 災害時には、葉山港が緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離発着場として機能するよう、人員・機材を配置し、必要な支援等を行って参ります。
- (再掲) 緊急物資受入港としての役割を果たすため維持管理に努めて参ります。
- 被害復旧に際しては、「葉山港指定管理者災害対応マニュアル」に基づき安全管理をしつつ早期復旧に努めて参ります。被害の状況に応じ、葉山港管理事務所スタッフに加え、本社修繕専門チームを投入するなど、必要な技術と人員を適時に投入して参ります。

事故防止等安全管理 <令和6年度の実施内容>

<p>ヨット等安全管理業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○入港遅延船の早期把握と早期対処、レスキュー艇の即応体制確保 ○気象海象情報等の多角的提供 ○出港禁止指導等の適切な実施 ○ヨットレース競技会等開催時の安全指導等 ○時間外立入、艇内宿泊等に係る適正な施設管理 ○港を安全に使用する上で必要となるサポートの提供 ○海難発生時の捜索活動の実施、関係機関・漁業関係者との連絡調整等 ○利用者の安全管理の徹底等 ○（再掲）機器操作に係る安全管理の徹底 ○（再掲）日々の巡視業務等を通じた異常の早期発見・対処 ○（再掲）葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の運用 ○緊急事態発生に備えた関係機関との連絡網の構築 ○救急救命に係る講習、訓練への参加
<p>災害・荒天時の対応業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「葉山港指定管理者災害対応マニュアル」に基づく適切な災害対応 ○（再掲）葉山港管理事務所国際VHF基地局による非常通信等の運用 ○訓練を通じた自律的判断・対応力の向上 ○防災訓練の実施、他機関開催訓練への積極参加 <p><訓練予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山町消防署等との総合訓練（6月） ・津波避難訓練（葉山町消防署等との総合訓練（6月）における「大規模地震を想定した訓練」の一環として実施 対象者：利用者、職員 内容：情報伝達（国際VHF運用等を含む。ただし手続きのみ。）、避難行動等） ・葉山町消防署等との訓練（消火、通報、避難誘導）（2月） ・上記のほか防災関係機関が開催する訓練や防災講演会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の住民待機場所、物資集積場所としての施設の提供等 ○気象情報の発表状況、気象海象状況に応じた適時適切な出艇禁止指導、施設利用制限等の実施 ○緊急物資受入港、ヘリコプター臨時発着場としての運用に係る支援等 ○（再掲）緊急物資受入港としての機能維持 ○早期被害復旧への取組

5. 地域と連携した魅力ある施設づくり

■全般事項

- 1. の指定管理業務を担うに当たっての基本姿勢でも述べたように、適正な業務運営の実績を積み重ねることにより、ユーザーや地域の皆様の信頼を得られるよう努力して参ります。
- 漁業協同組合などと協調し、湘南の新鮮な魚介を販売する朝市の機会を設けるなど、葉山港の賑わい創出のためのイベント等の誘致に努めて参ります。地域交流イベント等への協力を通じ葉山港の利用促進や地域協力が図られるよう努めて参ります。葉山港に整備された先端部緑地などを地域交流イベント等の開催のために活用して参ります。

○地元在住の方、セーリング競技等に精通した方などを、適材適所で採用して参ります。

地域と連携した魅力ある施設づくり <令和6年度の実施内容>

地域と連携した魅力ある施設づくり	○葉山港の賑わい創出のためのイベント誘致に向けた関係漁業協同組合等との調整 ○地域交流イベント等の開催場所としての先端部緑地利用のPR ○地元雇用の促進等
------------------	---

6. 人材育成等

■全般事項

○利用者の皆様に葉山港での快適な時間をお過ごしいただけるよう、接遇、安全管理、危機管理等に係る研修・訓練等を行って、職員の技能向上を図って参ります。

人材育成等 <令和6年度の実施内容>

人材育成等	○本社初任者研修への参加 ○本社自己啓発研修への参加 ○本社ハラスメント防止研修への参加 ○職員に対する防災教育（防火管理規程に基づく消防計画等に係る教育 年2回（人事異動期の研修等にあわせて実施）） ○個人情報取扱責任者及び個人情報取扱業務従事者に対する情報セキュリティ研修 年1回（人事異動期の研修等にあわせて実施） ○資格取得支援制度の適用 ○チャレンジシート、ONE on ONE によるスキルアップ支援
-------	--

令和6年度人員配置計画

役職	担当業務内容	配置 人数	資格等	雇用形態			年齢層	一週間の 勤務時間	備考
				正規	パート	その他			
所長	統括					非常勤	60代	10時間	
ハーバースター	業務全般指揮監督		一小、二海特、危乙二、甲防火、フォークリフト、クレーン、巻き上げ機械、玉掛、海上安全指導員、警戒船（管理、業無）、外傷救護法	○			50代	40時間	
ハーバー担当	ハーバー業務管理		一小、フォークリフト、巻き上げ機械、玉掛	○			30代	40時間	
ハーバー担当	ハーバー業務管理		一小、フォークリフト、巻き上げ機械、玉掛	○			30代	40時間	
ハーバー担当	ハーバー業務	3人	二小、危乙四、フォークリフト、玉掛		○		50代～60代	25時間	
事務担当	事務管理		一小、二海特、フォークリフト、小型クレーン、玉掛	○			50代	40時間	
事務担当	事務・経理		二海特、簿記三	○			40代	40時間	
事務担当	事務・渉外		二小	○			50代	40時間	
事務担当	事務				○		60代	25時間	
施設保守・清掃担当	施設保守・清掃業務管理	1人			○	フルタイム	40代	40時間	
施設保守・清掃担当	施設保守・清掃業務	3人	一小		○		50代～60代	25時間	
施設保守・清掃担当	施設保守・清掃業務	1人			○		50代	16時間	

令和6年度収支計画

(単位：千円)

区 分		指定管理業務	その他提案事業	備考		
収入	指定管理料		45,144			
	利用料金収入		24,573			
	その他（レンタル等）			27,217		
	その他（物品販売他）			7,162		
	収入計		69,717	34,379		
支出	人件費	給与・賞与（社員）		18,310	10,886	
		給与・賞与（非常勤）		1,800	0	
		各種手当		0	0	
		法定福利費		4,845	2,511	
		アルバイト賃金		8,945	4,193	
		人件費計		33,900	17,590	
	事務費	光熱水費		6,512	0	
		通信費		283	0	
		旅費・交通費		293	0	
		燃料費		214	0	
		広告・宣伝費		339	0	
		事務費計		11,540	3,223	
			消耗品・備品費		3,050	0
			賃借料		0	1,539
			保険料		478	1,684
租税公課			59	0		
その他（支払手数料）			312	0		
事務費計			11,540	3,223		
維持管理費		ヨット等安全管理業務費		456	0	
		清掃費		960	0	
		夜間休日等警備費		16,539	0	
		保守点検費		2,205	0	
		修繕費		874	0	
		維持管理費計		21,034	0	
消費税及び地方消費税		3,243	154			
支出計		69,717	20,967			
収支差額		0	13,412			